

○中津市ケーブルネットワーク引込工事費用、分担金及び放送サービス使用料の減免に関する規則

平成21年3月24日中津市規則第5号

中津市ケーブルネットワーク引込工事費用、分担金及び放送サービス使用料の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中津市ケーブルネットワーク施設条例（平成21年中津市条例第3号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、引込工事費用、分担金及び放送サービス使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(引込工事費用及び分担金の免除)

第2条 一般加入者（市内に住所を有する世帯の世帯員で自らの居住の用に供する建物にサービスの提供を受けるために必要な設備を設置する加入者に限る。以下同じ。）の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯である場合は、引込工事費用及び分担金を免除する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている世帯
- (2) 市民税非課税世帯（その者及びその者の属する世帯の構成員（生計を一にする同居の者をいう。以下同じ。）の全てについて、減免の適用を受けようとする年度の前年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課されない世帯をいう。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当する者を構成員とする世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた身体障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているもの

イ 児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者のうち、重度の判定を受けたもの

2 前項に定めるもののほか、法人等加入者が中津市内の公共的施設の設置者であって、市長が必要があると認めるものは、当該施設に係る引込工事費用及び分担金を免除する。

(引込工事費用及び分担金の減額)

第3条 一般加入者の属する世帯が市民税非課税世帯であって、全ての構成員が満75歳以上である世帯である場合は、引込工事費用及び分担金の2分の1に相当する額を減額する。

(放送サービス使用料の免除)

第4条 一般加入者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯である場合は、条例第18条第1項第1号の放送サービス基本使用料(以下「放送サービス使用料」という。)を免除する。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる世帯

(2) 天災その他の災害を受け、放送サービス使用料を支払うことが困難であると市長が認める世帯

2 前項に定めるもののほか、法人等加入者が中津市内の公共的施設の設置者であって、市長が特に必要があると認めるものは、当該施設に係る放送サービス使用料を免除する。

(放送サービス使用料の減額)

第5条 一般加入者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯である場合は、放送サービス使用料の2分の1に相当する額を減額する。

(1) 第2条第1項第2号に掲げる世帯

(2) 第3条に規定する世帯

(減免の申請)

第6条 減免の適用を受けようとする加入者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 引込工事費用及び分担金の減免の適用 中津市ケーブルネットワーク引込工事費用及び分担金の減免申請書

(2) 放送サービス使用料の減免の適用 中津市ケーブルネットワーク放送サービス使用料の減免申請書

2 前項の申請書には、減免の適用を受けることができる要件(以下「減免要件」という。)に該当することを証明するための書類を添付し、又は提示しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付又は提示を省略させることができる。

(減免の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容等を審査し、引込工事費用、分担金又は使用料の減免の可否を決定し、中津市ケーブルネットワーク引込工事費用、分担

金及び放送サービス使用料の減免決定（却下）通知書により、当該減免の申請をした者に通知するものとする。

（減免の適用期間）

第8条 前条の規定により、減免の決定を受けた者（以下「減免決定者」という。）に係る減免の適用期間（以下「適用期間」という。）は、減免の決定を受けた日の属する月から当該月の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号の規定による減免決定者に係る適用期間は、天災その他の災害を受けた日又は減免の決定を受けた日の属する月から2月間に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号及び同条第2項に該当する減免決定者に係る適用期間は、減免の決定を受けた日の属する月から減免が取り消された日の属する月までとする。

（変更の届出）

第9条 減免決定者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

（1）次に掲げる事項に係る変更があったとき。

ア 減免決定者の氏名、住所又は電話番号

イ 減免決定者の世帯の構成員

ウ その他第6条の規定により申請した事項

（2）減免要件に該当しなくなったとき。

（減免の取消し）

第10条 市長は、減免決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、中津市ケーブルネットワーク放送サービス使用料の減免取消通知書により、減免の取消しを通知するものとする。

（1）前条第2号の届出をしたとき。

（2）減免の取消しを申し出たとき。

（3）減免要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 減免決定者は、減免を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（減免額の返還）

第12条 偽りその他不正の行為によって減免を受けた者があるときは、市長は、その者から当該減免した額の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成24年10月9日中津市規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の中津市ケーブルネットワーク引込工事費用、分担金及び放送サービス使用料の減免に関する規則の規定は、平成24年7月3日から適用する。

附 則（令和3年2月10日中津市規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の中津市ケーブルネットワーク引込工事費用、分担金及び放送サービス使用料の減免に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和5年11月10日中津市規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の中津市ケーブルネットワーク引込工事費用、分担金及び放送サービス使用料の減免に関する規則の規定により引込工事費用、分担金及び放送サービス使用料の減額又は免除を受けている者に対する当該減額又は免除については、なお従前の例による。